

産医補償第 67 号

2021 年 1 月 29 日

公益社団法人日本リハビリテーション医学会  
理事長 久保 俊一 様

公益財団法人日本医療機能評価機構  
理事・産科医療補償制度事業管理者  
鈴木 英明  
(公印省略)

## 2022 年 1 月 産科医療補償制度改定について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、産科医療補償制度（以下、「本制度」）は、2009 年の制度創設から 13 年目を迎え、皆様方のご支援ご協力のもと、これまでに 3,214 件を補償対象と認定し補償するとともに、医学的観点による原因分析および、再発防止に資する情報提供などを行い、我が国の産科医療の質の向上に取り組んでいます。

本制度は、これまで 2015 年に制度改定が行われていますが、2018 年に本制度の運営委員会において課題が指摘され、その後、厚生労働省からの依頼を受けて、医療関係団体、患者団体、保険者等の関係者からなる「産科医療補償制度の見直しに関する検討会」を設置しました。2020 年 9 月から 4 回にわたり補償対象基準の見直しと本制度の実績について検証が行われ、「産科医療補償制度の見直しに関する報告書」が取りまとめられ、12 月 4 日に厚生労働省に提出いたしました。

その後、2020 年 12 月に開催された厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会において議論が行われ、2022 年 1 月以降に出生した児より、「補償対象基準」については、児の低酸素状況を要件としていた個別審査を廃止し、一般審査に統合することにより、「在胎週数が 28 週以上であること」が基準となり、また 1 分娩あたりの掛金は 1.2 万円となることと決定されました。

つきましては「2022 年 1 月 産科医療補償制度改定の概要」をご送付し、改定内容につきご報告申し上げます。

宜しくご査収くださいますようお願い申し上げます。

当機構といたしましては、本制度のさらなる充実が図られるよう、また 2022 年 1 月改定が円滑に実施できるよう、今後、準備を進めてまいります。

制度改定の内容につきましては、日本リハビリテーション医学会の会員の皆様にご理解をいただけるよう、丁寧にご説明を行い、周知を行ってまいりますので、引き続きご支援ご協力を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

[お問合わせ先]

産科医療補償制度専用コールセンター

電話 **0120-330-637** <受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土日祝日・年末年始除く）

